

「指定訪問介護」重要事項説明書

社会福祉法人 憲寿会
ときわ苑訪問介護ステーション

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(事業所番号 第4772900017号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 憲寿会
(2) 法人所在地 沖縄県島尻郡八重瀬町字当銘378番地1
(3) 電話番号 098-998-8899
(4) 代表者氏名 理事長 金城 哲男
(5) 設立年月 平成5年8月25日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護・平成12年3月10日沖縄県指令福第887-1号
(2) 事業の目的 指定訪問介護事業の実施
(3) 事業所の名称 ときわ苑訪問介護ステーション
(4) 事業所の所在地 沖縄県島尻郡八重瀬町字当銘378番地1
(5) 電話番号 098-998-8899
(6) 事業所長 管理者 金城 武
(7) 開設年月 平成12年4月1日
(8) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- [居宅介護支援事業] 平成12年1月27日 沖縄県指令福第106号
[短期入所生活介護] 平成12年3月 3日 沖縄県指令福第742号 定員8名
[通所介護] 平成12年3月23日 沖縄県指令福第1563号 定員40名
[介護老人福祉施設] 平成12年3月22日 沖縄県福長第2266号 定員70名

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 八重瀬町・糸満市・豊見城市・南風原町・那覇市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休（天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除く）
受付時間	月～金 8：30～17：30
サービス提供時間帯	年中無休 7：30～23：00

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1	—	1	1	職員・業務の管理
2. サービス提供責任者	1	—	1	1	サービス提供に関する事
3. 訪問介護員	1	8			訪問介護業務 ()はサービス提供責任者との兼務（再掲）
(1)介護福祉士	1	3			
(2)訪問介護養成研修1級 (ヘルパー1級)課程修了者		—			
(3)訪問介護養成研修2級 (ヘルパー2級)課程修了者		5			

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、以下のとおりとなっています。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要と利用料金＞

- 身体介護……入浴・排泄・食事等の介護を行います。
- 生活援助……調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をします。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

- 入浴介助…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
- 排泄介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 体位変換…体位の変換を行います。
- 通院介助…通院の介助を行います。

② 生活援助

- 調理…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- 洗濯…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
- 掃除…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- 買物…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。（預金・貯金の引出等は行いません。）

③ 身体生活

身体介護と生活援助を組み合わせた場合のサービスです。

<サービス利用料金>（契約書第8条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体介護	1. 利用料金	1,630円	2,440円	3,870円	820円
	2. うち、介護保険から給付される金額	1,467円	2,196円	3,483円	738円
	3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	163円	244円	387円	82円
生活援助	サービスに要する時間		20分以上 45分未満	45分以上	20分から起算 (25分増す毎に)
	4. 利用料金	一円	1,790円	2,200円	650円
	5. うち、介護保険から給付される金額	一円	1,611円	1,980円	585円
	6. サービス利用に係る自己負担額（4-5）	一円	179円	220円	65円

介護職員処遇改善加算（II）	22.4%

● 初回加算 ⇒ 200円／月

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

● 緊急時訪問介護加算 ⇒ 100円／回

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前7時から午前8時まで）：25%

☆訪問介護養成研修3級課程（ヘルパー3級）修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の30%が割り引かれます。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

*2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増ず毎)
身体介護	2,490円	3,950円	5,770円	830円
生活援助	－円	1,820円	2,240円	－円
介護輸送	(6)項参照			

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後8時まで）：25%
- ・早朝（午前7時から8時まで）：25%

☆訪問介護養成研修3級課程修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の30%が割り引かれます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

（3）交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（4）利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- ア. 直接、訪問介護員が徴収いたします。
- イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、農協、郵便局

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により訪問介護サービスの利用を中止又は変更、新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(6) 特定旅客自動車運送事業の運賃及び料金（介護輸送サービス）種類、額及び適用方法。

(1) 自動認可運賃を適用

適用する運賃

(2) 自動認可運賃に該当しない場合

①時間制運賃	15分まで毎に	700円
②距離制運賃	1.8kmまで毎に	450円
③定額運賃	1回	300円

④適用方法

(イ) 時間制運賃は、旅客との契約に基づき、旅客の指定場所に到着したときから、旅客の運送を終了するまでの時間により算出する。

(ロ) 距離制運賃は、旅客との契約に基づき、旅客の指定場所から旅客の運送を終了するまでの走行距離積算計により算出する。

(ハ) 定額制運賃は、旅客との契約に基づき、発着地が八重瀬町、他市町村の輸送について適用する。

⑤車種区分 小型車

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合（派遣予定の訪問介護員の体調不良等により、サービス提供責任者から代替要員の訪問介護員へ確認連絡を取り）により訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

（4）サービス内容の変更（契約書第10条参照）

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行い、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（5）訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

（1）苦情の受付 — 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） サービス提供責任者 嘉手納 英樹
- 受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：30
- 電話番号 098-998-1200

（2）行政機関その他苦情受付機関

八重瀬町役場 介護保険担当課	所在地 八重瀬町字東風平1188番地 電話番号 998-9598 受付時間 9：00～17：00
沖縄県介護保険広域連合	所在地 北谷町北谷2丁目6番2 電話番号 921-7803 FAX 921-7806 受付時間 9：00～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地 那覇市西3-14-18 電話番号 867-6758 受付時間 9：00～17：00
沖縄県社会福祉協議会	所在地 那覇市首里石嶺町4-373-1 電話番号 887-2000 受付時間 9：00～17：00

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ときわ苑訪問介護ステーション

説明者職氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために**令和1年9月**作成したものです。